



資料3

神奈川県医療対策協議会部会の 専門研修ワーキンググループの廃止について

医療課人材確保グループ

令和6年3月15日

専門研修プログラムワーキンググループについて

◆ 設置の目的

平成29年度からの新専門医制度開始にあたり、地域医療の観点から、本県の具体的な専門研修病院の状況の検証を行うために、神奈川県医療対策協議会設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県医療対策協議会の部会として「専門研修プログラムワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）を平成28年5月13日に設置した。

なお、具体的な設置の目的は下記のとおりである。

- 地域医療の観点から、日本専門医機構から提供された県内基幹施設の専門研修プログラムに必要な施設が漏れていないかの検証。
- 連携施設から基幹施設、又は連携施設とならなかつた医療機関から基幹施設に対して、改善や調整すべき事項がないかの意見照会。
- 管内の専門研修プログラムの検証結果を国へ報告するための協議会の合意を得ること。

専門研修プログラムワーキンググループについて

◆ ワーキンググループの現状

- 平成30年度より新専門医制度が始まったことにより、設立当初の目的である個別の基幹病院の確認や調整については達成された。
- 現在の主な議論の内容は、「医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議」となっている。
- しかし、厚生労働省から依頼をされる専門医機構への意見書の提出依頼のスケジュールがタイトであり、令和4, 5年は医療対策協議会において書面にて協議を実施した。
- 今後も厚生労働省から依頼をされる専門医機構への意見書の提出依頼の及びシーリングに係る資料の提供が早くなることは考え難く、医療対策協議会において書面協議を行うことが想定される。

専門研修プログラムワーキンググループの廃止について

◆ ワーキンググループの廃止について

下記の理由によりワーキンググループを廃止することとしたい。

【廃止理由】

- 設立当初の目的である個別の基幹病院に関する確認や調整については達成したこと
- 厚生労働省へ提出するスケジュールの都合上、ワーキンググループにおいて協議を実施することが困難であること。
- 令和4, 5年度には医療対策協議会にて書面協議を行っていることから、医療対策協議会でも支障なく協議を行えること。
- 令和6年3月31日をもってワーキンググループの委員の任期が終了すること。

専門研修プログラムワーキンググループの廃止後の対応

◆ ワーキンググループの廃止後の対応

- ワーキンググループにて行っている医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議については、令和4, 5年度に引き続き医療対策協議会にて協議を行うこととしたい。
- その他、専門研修に係る事項についても医療対策協議会にて協議を実施することとしたい。

(参考) 「医師法第16条の10」について

○ 例年7月末に厚労省より「医師法第16条の10」の規定に基づき、専門研修プログラムに関して都道府県に意見提出の依頼がある。

医師法第16条の10

医学医療に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

⇒ 機構が専門研修プログラムに関する計画を定めたり変更したりする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の意見を聞かなければならず、厚生労働大臣がその意見を述べるときは、**あらかじめ各都道府県医療対策協議会の意見を聞かなければならない。**

⇒ 機構は、厚生労働大臣の意見を当該計画の内容に反映させる努力義務を負う。

説明は以上です。